



**日本人材マネジメント協会
2011年度
臨時総会資料**

**日時:2012年2月27日(月)
会場:株式会社内田洋行**

**日本人材マネジメント協会
Japan Society for Human Resource Management**

2011年度 臨時総会

次 第

日 時 2012年2月27日（月）11:00～12:00

会 場 株式会社内田洋行 東京 ユビキタス協創広場 CANVAS（東京都中央区新川）

プログラム

開会宣言

- (1) 議長挨拶
- (2) 総会成立（定足数の確認）
- (3) 議案審議 第1号議案 会則変更（案）

【同日開催】 JSHRMコンファレンス 13:00～17:30

会則変更（案）

I. 目的と背景

1. 課題認識

- (1) JSHRMは発足時に、人事プロフェッショナル養成のための資格認定機関を視野に置く等、日本版SHRMを構想したが、発足より10年を経て今日では、当初構想した会員（属性）や活動内容等、本協会の現況は様変わりしている。
- (2) 日本生産性本部に運営の多くを依存しており、本協会との組織的關係が不明確で、会員にとってもわかりにくい状況になっている。
- (3) 以上を踏まえ、人事プロフェッショナルが企業の枠を超えて自主的に参画し、人事プロフェッショナルの育成や人事マネジメント諸施策の向上に資する非営利団体としての社会諸活動により効果的・効率的に推進するためには運営体制の抜本的見直しが求められる。

2. 見直しの基本方針

- (1) 人事プロフェッショナルの非営利団体としての自主運営体制の強化
 - ✓ 会員収入等の自主財源を主たる財源とした活動の計画と推進を図る。
 - ✓ 企業の人事、コンサルタント、社労士をはじめとする公的資格者等、全ての分野にわたる人事プロフェッショナルの組織化を強化する。特に当面は企業の人事の組織化を重視する。
- (2) 会員サービス向上を可能にする事業運営体制の構築
 - ✓ 会員の問題意識や自主的な参画を重視した活動を展開する。
- (3) 意思決定の迅速化と事務局機能の強化
 - ✓ 独立した組織運営体制の構築を前提にして、日本生産性本部との組織運営上の連携体制を整備する。

II. 会則変更検討の経緯

- (1) 2011年11月1日 第1回幹事会 「協会改革・体制見直し（課題状況説明）」
- (2) 2011年12月1日 臨時幹事会 「協会改革・骨子の確認」
- (3) 2012年2月1日 第2回幹事会 「会則変更案の確定」

※ 他に計5回の代表幹事会にて検討。

III. 会則の変更点

1. 団体としての性格

- (1) 独立性の担保
 - ✓ 日本生産性本部から独立した組織体とする。
 - ✓ 但し、運営においては日本生産性本部との連携を維持する。

2. 組織・役員体制

- (1) 会長職の新設

- ✓ 産業界への訴求力向上のために本協会代表者として会長職を設け、企業経営者・経験者等に要請する。
- ✓ 会長は本協会を代表し、本協会の活動と貢献を社会、産業界に発信する。
- (2) 総会（現行通り）
- (3) 常任役員会
 - ✓ 現在の幹事会を廃止し、新たに常任役員会を設ける。
 - ✓ 常任役員会は、常任役員ならびに（下記に記載する）事務局長によって構成され、本協会の活動および業務執行を決定し、（下記に記載する）執行役員を統括する。
 - ✓ 常任役員会を構成する常任役員は原則として5名とする。但し、欠員等、不慮の事態を想定し、会則上は3名以上7名以内と規定する。
 - ✓ 活動方針決定を常任役員、具体的な業務執行を（下記に記載する）執行役員に分離して、両機能の迅速化を図る。
- (4) 執行役員と役員会
 - ✓ 執行役員は、常任役員のもと、常任役員会から委嘱された活動および業務を執行し、当該委嘱業務を統括する。
 - ✓ 常任役員会の決定事項の報告、役員相互のコミュニケーション、常任役員会からの諮問事項討議の場として、常任役員、執行役員、事務局長で構成する役員会を設ける。
- (5) 会計監査
 - ✓ 2名以上3名以内で構成し、本協会の会計を監査する。

3. 事務局体制

- (1) 独立性の担保
 - ✓ これまで日本生産性本部が担ってきた事務局業務を本協会に移し、自立的な組織運営を担保し、強化する。
- (2) 事務局
 - ✓ 事務局は常任役員会を補佐し、日常的な組織運営にあたる。
 - ✓ 事務局は、同協会会員より選任される事務局長ならびに事務局スタッフ、日本生産性本部からの支援スタッフにより構成する（日本生産性本部の支援スタッフは、同本部との連携を主たる目的とする）。

4. 組織運営

- (1) 自主運営の原則
 - ✓ 会計、事業運営等について自主的な運営を行う。
 - ✓ 自主研究会や専門部会、委員会、調査研究等の協会活動は、会員による主体的な運営を基本とし、事務局はその活動をサポートする。
 - ✓ 上記活動に要する会場や備品の提供等、その活動の一部について日本生産性本部の協力を得る。

5. スケジュール

- | | | |
|--------------------|------|--|
| (1) 2012年2月27日 | 臨時総会 | 「会則変更(案)」を決議 |
| (2) 2012年5月中旬頃開催予定 | 年次総会 | 新会則が発効(臨時総会における承認が前提)
新会則に基づき「新役員体制」を決議 |

6. 会則変更案

新会則案	現会則
<p>(名称および事務所等)</p> <p>第1条 本協会は、日本人材マネジメント協会（英名：Japan Society for Human Resource Management）と称する。</p> <p>略称：JSHRM ジェイ・シャーム）と称する。</p> <p>2. 本協会の事務所は、「公益財団法人 日本生産性本部（住所：東京都渋谷区渋谷3-1-1）」内に置く。</p> <p>3. 事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日を以って1期とする。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 本協会は、我が国産業界、政府機関、研究機関等において人材マネジメントの実務あるいは研究に携わる専門家に対して、情報提供、知識・経験交流、教育研修等を行うことにより、その能力の向上を図ることを主たる目的とする。本協会は、人材マネジメントに携わる専門職に対する専門性</p>	<p>第1章 総則</p> <p>(名称)</p> <p>第1条 本協会は、日本人材マネジメント協会と称する。英文ではJapan Society for Human Resource Management（略称は、JSHRM＝ジェイ・シャーム）と称する。</p> <p>(事務所)</p> <p>第2条 本協会は、主たる事務所を東京都渋谷区に置く。本協会は、幹事会の議決を受けて、支部を置くことができる。</p> <p>(事務局)</p> <p>第3条 本協会に、事務を処理するため事務局を置く。事務局の業務は、財団法人社会経済生産性本部が行う。事務局には、事務局長および所要の職員を置く。</p> <p>(事業年度)</p> <p>第4条 本協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。</p> <p>第2章 目的および事業</p> <p>(目的)</p> <p>第5条 本協会は、我が国産業界、政府機関、研究機関等において人材マネジメントの実務あるいは研究に携わる専門職に対して、情報提供、知識・経験交流、教育研修等を行うことにより、その能力の向上を図ることを主たる目的とする。本協会は、人材マネジメントに携わる専門職に対する専門性</p>

向上の支援を通じて、その専門職が所属する組織やわが国社会における人材マネジメント諸施策の質的向上を図る。

(事業)

第3条 本協会は、前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) 人材マネジメントに関する調査および研究
- (2) 人材マネジメントに関する情報の収集および提供
- (3) 人材マネジメントに関する研究会、セミナー等の開催
- (4) 人材マネジメントに関する資格認定
- (5) 人材マネジメントに関する教育および訓練
- (6) 人材マネジメントに関する相談および支援
- (7) 人材マネジメントに関する国内外関係機関等との交流および協力
- (8) 前各号に掲げるもの他、本協会の目的を達成するために必要な

事業

(会員)

第4条 本協会は、第2条の目的に賛同し、その活動に主体的に協力しようとする者を会員とする。

2. 会員は個人会員ならびに法人会員とし、法人会員については代表者を正

向上の支援を通じて、その専門職が所属する組織やわが国社会における人材マネジメント諸施策の質的向上を図る。本協会は、人材マネジメントにおける知識と能力の向上に資するため、調査・研究および啓蒙活動等を行う。本協会は、世界人事管理協会連盟(WFPMA)に加盟するわが国代表機関として、世界各国・地域を代表する同連盟加盟機関および国の内外を問わず、人材マネジメントにかかわる他の機関との交流を通じて、良好な関係を樹立・維持する。本協会は学問としての人材マネジメントの発展に向け、関係教育機関ならびに学会等との協力関係を構築する。

(事業)

第6条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行うことができる。

- (1) 人材マネジメントに関する調査および研究
- (2) 人材マネジメントに関する情報の収集および提供
- (3) 人材マネジメントに関する研究会、セミナー等の開催
- (4) 人材マネジメントに関する資格認定
- (5) 人材マネジメントに関する教育および訓練
- (6) 人材マネジメントに関する相談および支援
- (7) 人材マネジメントに関する国内外関係機関等との交流および協力
- (8) 前各号に掲げるもののほか、本協会の目的を達成するために必要な事業。

第3章 会員

(会員)

第7条 本協会の目的に賛同し、その活動に協力しようとするものを会員とする。会員は個人会員と法人会員とする。法人会員の代表者は正会員とする。

代表者以外の登録者は準会員と称する。会員の資格・地位に関する事項に

<p>会員とする。</p> <p>3. 会員の種類は次の通りとする。</p> <p>(1) 正会員 : 個人会員ならびに法人会員の代表者</p> <p>(2) 準会員 : 法人会員の代表者以外の登録者 但し、総会の議決権を有しない</p> <p>(3) 学生会員 : 大学等教育機関に在学する学生 (社会人大学生等を含む)</p> <p>(4) 特別会員 : 本協会が招聘する個人で、役員会の承認を得た者</p>	<p>については、幹事会が審議して決定する。会員の種類は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 正会員 : 人材マネジメントに関する職務に従事、あるいは同領域に関心のある個人会員および法人会員の代表者。</p> <p>(2) 準会員 : 法人会員における代表者以外の登録者を準会員と称する。準会員は総会の議決権を有しないことを除いて正会員と同等の資格を有する。</p> <p>(3) 学生会員 : 大学等教育機関において、人材マネジメントに関連する領域について研究・専攻している学生、または同領域について関心を持つ学生をもって学生会員とする。ただし、社会人大学院等に通う社会人も同等とする。</p> <p>(4) 特別会員 : 本協会が招聘する個人で、幹事会の承認を得たもの。</p> <p>会員は、幹事会の定めるところにより、本協会の事業活動に参加することができ。会員の登録有効期間は、入会日から1年間とする。</p>
<p>(入退会手続き等)</p> <p>第5条 本協会に入会を希望する者は、本協会の定める所定の手続き (会費納付を含む) によって申し込まなければならない。</p> <p>2. 退会を希望する会員は、本協会に対し、その旨を通知しなければならない。</p> <p>但し、退会の事由が個人会員の死亡ならびに法人会員企業の解散等による場合は、事務局がその事実を確認した日を以って退会とする。</p> <p>3. 会員が、本協会の名誉を著しく損なう行為あるいは本協会の目的に反する行為をした場合は、常任役員会の決定を以って当該会員を除名すること</p>	<p>(入会)</p> <p>第8条 本協会に入会を希望する者は、本協会の定める方法によって申し込まなければならない。入会の申し込みを受けられた者は、連絡を受けた日から60日以内に当該年度の年会費 (以下、会費という。) を納入することによって会員となる。</p> <p>(会費)</p> <p>第9条 会員は、幹事会の定めるところにより毎年、指定日までに次年度の会費を納入しなければならない。なお納入された会費は、いかなる理由によっても返還されない。会員は正当なる理由がある場合に限り、会員資格満了</p>

が出来る。

4. 会員は、常任役員会の定めるところにより毎年指定日までに次年度の会費を納入しなければならない。

日経過後に前項の会費を納入することができる。ただし、遅くとも会員資格満了日後、60 日以内とする。前項ただし書の期限までに会費の納入がない場合は、退会したものと見なす。

(退会)

第 10 条 退会を希望する会員は、本協会に対し、会員資格満了日までに、その旨を通知しなければならない。幹事 会は、会員が死亡した場合または法人が解散した場合は、退会者として扱う。

(除名)

第 11 条 会員が、本協会の名誉を著しく損なう行為あるいは活動を妨げる行為をしたときは、幹事会の議決を経て当該会員を除名することができる。ただしこの場合、幹事会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第 4 章 役員

(役員の種類および定数)

第 12 条 本協会に、次の役員を置く。

- (1) 幹事 10 人以上 25 人以内
- (2) 幹事のうち、1 人を代表幹事、4 人を副代表幹事とする。
- (3) 幹事のうち、必要に応じ 4 人以内を常任幹事とすることができる。
- (4) 監査人 2 人以上 3 人以内

(役員)

第 6 条 本協会の役員は次の通りとする。

- (1) 会長 1 名
 - (2) 常任役員 3 名以上 7 名以内
 - (3) 執行役員 随時決定する
 - (4) 事務局長 1 名
 - (5) 会計監査 2 名以上 3 名以内
- 但し、必要に応じて顧問を置くことが出来る。

<p>(役員の役割)</p> <p>第7条 役員の役割は次の通りとする。</p> <p>(1) 会長 本協会を代表し、本協会の活動と貢献を社会、産業界に対して発信する</p> <p>(2) 常任役員 常任役員会を構成し、本協会の活動および業務の執行を決定し、執行役員を統括する</p> <p>(3) 執行役員 常任役員のもと、常任役員会から委嘱された活動および業務を執行し、当該委嘱業務を統括する</p> <p>(4) 事務局長 常任役員会を補佐し、本協会の日常的な組織運営を行う</p> <p>(5) 会計監査 本協会の会計を監査し、その意見を総会において報告する</p> <p>(選任手続き)</p> <p>第8条 役員の選任手続きは次の通りとする。</p> <p>(1) 会長 常任役員会が本協会の内外から決定する</p> <p>(2) 常任役員 常任役員会が会員の中から候補者を推薦し、総会の承認を以って決定する</p> <p>(3) 執行役員 常任役員会が会員の中から決定する</p> <p>(4) 事務局長 常任役員会が会員の中から決定する</p> <p>(5) 会計監査 常任役員会が会員の中から候補者を推薦し、総会の承認を以って決定する</p> <p>2. 常任役員会は、常任役員の中から互選で代表常任役員を決定する。</p> <p>(任期)</p> <p>第9条 役員の任期は1期2年とする。</p>	<p>(役員の職務)</p> <p>第14条 幹事は、幹事会を構成し、本協会の活動および業務の執行を決定する。代表幹事は、本協会を代表し、業務を統轄する。副代表幹事は、代表幹事を補佐して活動および業務を掌理し、代表幹事に事故があるときまたは代表幹事が欠けたときは、幹事会においてあらかじめ定められた順序によりその職務を代行する。常任幹事は、代表幹事を補佐して、業務を処理する。監査人は、幹事会に出席する他、本協会の業務および会計を監査し、その意見を総会において報告する。</p> <p>(役員の選任)</p> <p>第13条 幹事および監査人は、幹事会の推薦により選出し、会員総会（以下、総会という。）で承認を受ける。代表幹事、副代表幹事および常任幹事は、幹事会において幹事の互選により定め、総会で承認を受ける。幹事および監査人を兼ねることはできない。</p> <p>(役員の任期)</p> <p>第15条 役員の任期は、就任日から2年（1期）とし、再任を妨げない。補欠</p>
---	---

<p>但し、再任を妨げない。</p> <p>2. 補欠ならびに増員により選任された役員の任期は、前任者または他の現任者の残任期間とする。</p> <p>3. 役員の任期は、役員改選年度の4月1日から翌々年3月31日を以って1期とする。</p> <p>(辞任・退任)</p> <p>第10条 役員は、任期中に辞任または任期満了後に退任する時は、事務局に対し事前に書面で届け出なければならない。</p> <p>(再任・解任)</p> <p>第11条 役員の再任は自動更新とせず、役員改選年度毎に第8条の手続きに則って実施するものとする。</p> <p>2. 常任役員会は、理由の如何に関わらず、常任役員会の3分の2以上の議決を得て、執行役員を解任することが出来る。</p> <p>但し、当該執行役員に常任役員会に対する弁明の機会を与えなければならない。</p> <p>(報酬)</p> <p>第12条 役員は、事務局長を除き無報酬とする。</p> <p>但し、個別案件の実施にあたり、常任役員会の決定により支給することが出来る。</p> <p>(組織体制)</p>	<p>または増員により選任された役員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者または他の現任者の残任期間とする。役員は、辞任または任期満了後再任を辞退するときは、各々の期日の3カ月前までに、代表幹事に文書による辞任または再任辞退届を提出しなければならない。</p> <p>(役員の解任)</p> <p>第16条 役員は理由のいかんにかかわらず、在籍幹事数の3分の2以上の議決を得て、当該役員を解任することができる。前項の規定により解任しようとする場合は、当該役員に対して、解任の議決を行う幹事会開催の1カ月前までに通知し、幹事会において、当該役員に弁明の機会を与えなければならない。</p> <p>(報酬)</p> <p>第17条 役員は、無報酬とする。ただし、幹事会の同意を得て、報酬を支給することができる。</p>
--	--

<p>第13条 本協会の組織は次の通りとする。</p> <p>(1) 総会 (2) 常任役員会 (3) 役員会 (4) 事務局 (5) 専門部会・委員会</p> <p>(総会)</p> <p>第14条 総会は、本協会の会員によって構成される最高決議機関であり、次に開する事項を決議し、承認する。</p> <p>(1) 議決事項 会則の制定ならびに改廃、年度事業報告および収支決算、その他常任役員会において必要と定められた事項</p> <p>(2) 承認事項 年度事業計画および収支予算、常任委員会により推薦された役員、その他常任役員会において必要と定められた事項</p> <p>2. 総会は、年次総会および臨時総会とする。</p> <p>(1) 年次総会 事業年度毎に1回開催する</p> <p>(2) 臨時総会 常任役員会が必要と認めた時、または会員総数の3分の1以上から付議事項を明示して請求があった時に随時開催する。</p> <p>3. 総会の開催は、日時および場所ならびに付議事項およびその内容を示した書面あるいはEメールを以って、開催日の15日前までに会員に通知しなければならぬ。</p> <p>4. 総会の議長は、代表常任役員が務める。</p> <p>5. 総会は、会員総数の4分の1以上の出席会員を以って成立する。</p>	<p>第6章 総会 (総会)</p> <p>第24条 総会は、通常総会および臨時総会とする。総会は会員総数の4分の1以上の出席者により成立する。ただし、委任状による出席者数も含めるものとする。通常総会は、毎事業年度1回開催する。臨時総会は、次の各号のひとつに該当する場合に、幹事会の議決を経て代表幹事が招集する。</p> <p>(1) 幹事会が必要と認めたとき。</p> <p>(2) 会員総数の3分の1以上から、付議事項を明示して請求があったとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げる場合のほか、代表幹事が特に必要があると認められたとき。</p> <p>総会の開催は、日時および場所ならびに付議事項およびその内容を示した書面をもって、開催日の15日前までに会員に通知しなければならぬ。</p> <p>総会の議長は、代表幹事が務める。総会の議事録は議長が作成し、議長および出席した幹事2人以上が署名押印しなければならぬ。</p> <p>(総会の議決方法)</p> <p>第25条 総会の議決方法は、出席会員の過半数の挙手をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。ただし、法人会員の議決権は一人一票とする。</p>
--	--

<p>但し、出席会員には、委任状による出席者数、書面あるいはEメールによる議決権行使者を含めるものとする。</p> <p>6. 総会の議決方法は、出席会員の過半数の賛成を以って決し、可否同数の時は議長が決するところによる。</p>	<p>(総会の書面表決)</p> <p>第 26 条 やむを得ない理由のため、総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決権を行使することができる。</p> <p>(総会の議決または承認事項)</p> <p>第 27 条 次に掲げる事項は、総会の議決または承認を経なければならない。</p> <p>(1) 議決事項</p> <p>会則の変更 年度事業報告および収支決算 その他幹事会において必要と認められた事項</p> <p>(2) 承認事項</p> <p>年度事業計画および収支予算 選出された幹事および監査人 選出された代表幹事・副代表幹事および常任幹事 その他幹事会において必要と認められた事項</p>
<p>(常任役員会)</p> <p>第 15 条 常任役員会は、常任役員と事務局長を以って構成し、活動方針、活動計画、予算決算その他、本協会の運営に関する重要事項を審議し、これを決定する。</p> <p>2. 常任役員会の議長は、代表常任役員が務める。</p> <p>3. 常任役員会は、常任役員3分の2以上の出席を以って成立し、議決は出席した常任役員数の過半数を以ってこれを行う。</p>	<p>第 5 章 幹事会</p> <p>(幹事会の構成)</p> <p>第 18 条 本協会に、幹事会を置く。</p> <p>(幹事会の権能)</p> <p>第 19 条 幹事会は、この会則の別条に定めるもののほか、本協会の運営に関する重要事項を議決する。</p> <p>(幹事会の開催および招集)</p> <p>第 20 条 幹事会は、通常幹事会および臨時幹事会とする。通常幹事会は、毎年 2 回開催する。臨時幹事会は、次の各号のひとつに該当する場合に開催す</p>
<p>(役員会)</p> <p>第 16 条 役員会は、常任役員ならびに執行役員、事務局長を以って構成し、次</p>	

<p>の各号を執り行う。</p> <p>(1) 常任役員会の決定事項の報告</p> <p>(2) 執行役員に委嘱された活動および業務執行に関わる報告ならびに相談</p> <p>(3) 常任役員会から諮問された重要事項の討議と、常任役員会への答申、建議</p> <p>(4) 本協会の活動に関わる情報交換</p> <p>2. 役員会の議長は、代表常任役員が務める。</p> <p>3. 役員会は、第1項第3号の討議にあたっては、常任役員ならびに執行役員3分の2以上の出席を以って成立し、常任役員会への答申、建議に関わる議決は出席者の過半数を以ってこれを行う。</p> <p>(事務局)</p> <p>第17条 事務局は、事務局長ならびに事務局長が指名する事務局員によって構成し、常任役員会ならびに役員会の活動を補佐し、日常的な組織運営にあたる。</p>	<p>る。</p> <p>(1) 幹事会が必要と認めるとき。</p> <p>(2) 在籍幹事数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げる場合のほか、代表幹事が特に必要があると認めるとき。</p> <p>幹事会は、代表幹事が招集する。幹事会の招集は、日時および場所ならびに会議の目的たる事項およびその内容を示した書面をもって、開会の日の30日前までに通知しなければならない。ただし、議事が緊急を要する場合において、あらかじめ幹事会において定めた方法により招集するときには、この限りではない。</p> <p>(幹事会の議長)</p> <p>第21条 幹事会の議長は、代表幹事がこれにあたる。ただし、やむを得ない理由により代表幹事が欠席する場合は、副代表幹事がこれにあたる。代表幹事および副代表幹事のすべてが欠席する場合、常任幹事がこれにあたる。</p> <p>(幹事会の定数および議決方法)</p> <p>第22条 幹事会は、在籍幹事数の3分の2以上の出席をもって成立する。幹事会の議事は、本会則に別に定める場合を除き、出席幹事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。幹事会は、第20条第5項によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、議事が緊急を要するもので、出席幹事の3分の2以上の議決があった場合は、この限りではない。</p> <p>(幹事会の書面表決等)</p>
---	---

<p>(専門部会・委員会の設置)</p> <p>第18条 常任役員会は、本協会の目的達成や事業の円滑な運営を図るため、専門部会や委員会を設置することが出来る。</p> <p>2. 専門部会、委員会、委員会の運営に関する詳細は別途定める。</p> <p>(予算執行)</p> <p>第19条 本協会の収益は、会費ならびに事業収益等によって賄うものとする。</p> <p>尚、必要に応じて、分担金などを徴収することができる。</p> <p>2. 予算執行は、常任役員会で確認された活動計画に基づき、総会で決定した当該年度予算により執行する。</p> <p>(疑義の解釈)</p> <p>第20条 本会則について疑義が生じたときは、常任役員会で解釈を統一する。</p> <p>(会則の制定、改廃)</p> <p>第21条 本会則の制定、改廃は常任役員会が案を決定し、総会の承認を以って実施する。</p>	<p>第23条 やむを得ない理由のため、幹事会に出席できない幹事は、あらかじめ通知された事項について、書面または代理人をもって表決権を行使することが出来る。前項の代理人は、代理権を証する書面を会議ごとに議長に提出しなければならない。第1項の規定により表決権を行使する幹事は、前条第1項および第2項の規定の適用については出席したものと見なす。</p> <p>第7章 補則</p> <p>(委員会および専門部会)</p> <p>第28条 本協会は、活動および事業の円滑な遂行を図るため、委員会および専門部会を設けることができる。委員会および専門部会は、その目的とする事項について、調査・研究または運営に関して必要な事項は、幹事会の委員および組織ならびに運営に関して必要な事項は、幹事会の合意を得て、代表幹事が別に定める。</p> <p>(実施細則)</p> <p>第30条 この会則の実施に関して必要な事項は、幹事会の同意を得て、代表幹事が別に定める。</p> <p>(会則の変更)</p> <p>第29条 この会則の変更は、幹事会の議決を経て総会において議決されなければならない。</p>
--	--

但し、字句、表現等の形式的な修正、追加、削除は、常任役員会の決定を以って実施する。

(実施年月日)

第22条 本会則は、平成24年開催予定の年次総会開催日より施行する。

付則

(役員選任に関する経過措置)

第1条 本則第8条の規定は、平成24年開催予定の年次総会における役員選任についてこれを準用する。この場合において、同条中「常任役員会」とあるのは、会則（平成12年4月1日施行、平成18年8月1日一部改正施行）第18条に定める「幹事会」と読み替えるものとする。

(従前の会則の失効)

第2条 本会則の施行日を以って、従前の会則（平成12年4月1日施行、平成18年8月1日一部改正施行）は、失効する。

(実施期日)

第31条 この会則は、平成12年4月1日から施行する。

この会則は、平成13年4月1日から改正施行する。

この会則は、平成15年4月1日から改正施行する。

この会則は、平成18年8月1日から改正施行する。